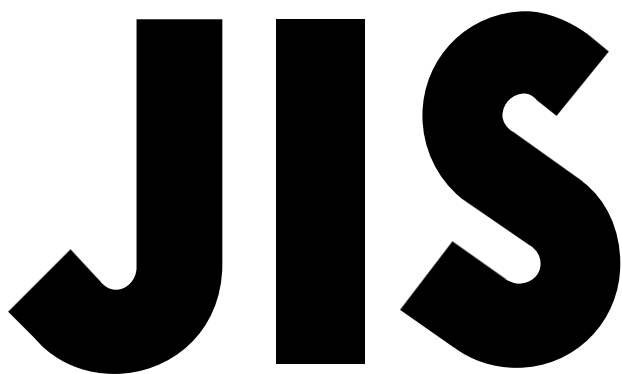




大気中及び排ガス中のガス濃度計— 取引又は証明用

JIS B 7959 : 2022

令和 4 年 5 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 基盤技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高 辻 利 之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	伊 藤 納 奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	柿 本 章 子	主婦連合会
	鈴 木 伸 哉	独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校
	高 橋 かより	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田 原 江利子	王子ホールディングス株式会社
	安 井 清 一	東京理科大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.10.20 改正：令和 4.5.20

官 報 掲 載 日：令和 4.5.20

原案作成協力者：一般社団法人日本電気計測器工業会

(〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-15-12 計測会館 TEL 03-3662-8181)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：基盤技術専門委員会 (委員長 高辻 利之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 検定公差	4
5 性能	4
6 構造	6
6.1 一般	6
6.2 目量	6
6.3 調整機能	6
6.4 校正用ガス導入口	6
6.5 オゾン分解器	6
6.6 電源	6
6.7 接地端子	6
7 性能試験	6
7.1 試験条件	6
7.2 試験方法の共通事項	6
7.3 性能試験方法	7
7.4 環境試験	9
8 表記	10
8.1 濃度計	10
8.2 表示機構	11
9 器差検定の方法	11
10 使用中検査及び簡易修理	11
11 対応関係	11
附属書 A（規定）器差検定の方法	12
附属書 B（規定）使用中検査	13
附属書 C（規定）校正用装置	14
附属書 D（規定）コンバータの試験方法	17
解 説	20

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 7959:2015** は改正されこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

大気中及び排ガス中のガス濃度計—取引又は証明用

Gas analyzers of ambient and emission gas used in transaction or certification

序文

この規格は、ジルコニア式酸素濃度計等のガス濃度計が、計量法の特定計量器として要求される要件のうち、性能、検定公差、検定の方法、使用中検査等に係る技術上の基準及び試験方法を規定するために作成した日本産業規格であり、この規格の適合だけをもって計量法で定める検定に合格したということにはならない。

1 適用範囲

この規格は、日本国内において取引又は証明に用いるジルコニア式酸素濃度計、溶液導電率式二酸化硫黄濃度計、磁気式酸素濃度計、紫外線式二酸化硫黄濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計について規定する。

各濃度計が適用可能な濃度範囲を、a)～e)、h)及び i)に示す。ただし、f)及び g)は濃度範囲を定めない。

- a) ジルコニア式酸素濃度計 計ることのできる最高の濃度が 5 vol %以上かつ 25 vol %以下
- b) 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 計ることのできる最高の濃度が 50 vol ppm 以上
- c) 磁気式酸素濃度計 計ることのできる最高の濃度が 5 vol %以上かつ 25 vol %以下
- d) 紫外線式二酸化硫黄濃度計 計ることのできる最高の濃度が 50 vol ppm 以上
- e) 紫外線式窒素酸化物濃度計 計ることのできる最高の濃度が 25 vol ppm 以上
- f) 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
- g) 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
- h) 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 最小の目量が 100 vol ppm 未満のもの及び最小の目量が 100 vol ppm 以上 200 vol ppm 未満のものであって、計ることのできる最高の濃度が 5 vol %未満
- i) 化学発光式窒素酸化物濃度計 計ることのできる最高の濃度が 25 vol ppm 以上

注記 この規格では、濃度単位として、“体積分率 %”・“体積分率 ppm”と“vol %”・“vol ppm”とを使い分けている。すなわち、計量法で使用されている濃度単位を引用している場合は“vol %”及び“vol ppm”を使用し、計量単位でないところは“体積分率%”及び“体積分率 ppm”を使用している。